



BAY HILLS

2025 年 7 月号

ベイヒルズSR通信

ベイヒルズ社労士事務所

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階

T E L : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)

<https://www.bayhills-sr.jp>



【今月の一言】

先日、友人におすすめされた新大久保の韓国料理店「美食堂(ミシクタン)」へ行ってきました。炭火で焼くサムギョプサルは香ばしくジューシーで、セリのチヂミもクセがなくてとても印象的でした。



予約の時間前に少しだけ街を散策しましたが、思った以上に韓国コスメや食材、スイーツなどのお店が並んでいて、時間が全然足りませんでした。次回は散策をメインに、じっくり回ってみたいと思います。

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。(事務員 S)

遺族厚生年金の見直しについて

◆年金制度改正法案に対する意見

遺族年金の見直しをめぐり、SNS等に“5 年で打ち切り”“大幅カット”といった投稿がなされ、国会議員に苦情が寄せられていると報じられています。

こうした反応を受け、厚生労働省は 6 月 3 日、「遺族厚生年金の見直しに関するご指摘への考え方」を示しました(6 月 11 日更新)。

◆既に遺族厚生年金を受給している方等は見直しの対象外

見直しの施行直後に原則 5 年の有期給付の対象となるのは、18 歳年度末までの子がない、2028 年度末時点で 40 歳未満の女性で、既に遺族厚生年金を受給している方や 60 歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、2028 年度に 40 歳以上になる女性には、影響はありません。

18 歳年度末までの子がいる方は、子が 18 歳年度末になるまでの間の給付内容は現行制度と同じです。

◆「5 年の有期給付」について

見直し後は、60 歳未満で死別した場合、原則 5 年間の有期給付となりますが、この給付には加算が上乗せされ、5 年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約 1.3 倍となります。要件を満たす方は、中高齢寡婦加算も支給されます。

また、障害年金受給権者や単身で就労収入が月額約 10 万円以下の方は継続給付として引き続き増額された遺族厚生年金が支給され、収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整されます。

◆遺族厚生年金の男女差の解消

現行では、女性が 30 歳以上で死別した場合に無期給付となる一方、男性は 55 歳未満で死別した場合給付がなく、55 歳以上で死別した場合、60 歳から無期給付となります。

見直し後は、男女ともに収入要件がなくなり、上記の給付が受けられるようになります。

【厚生労働省「遺族厚生年金の見直しについて」】

改正公益通報者保護法が成立しました

6 月 4 日に公益通報者保護法の一部を改正する法律案が参院本会議で可決、成立しました。公益通報者保護法は、従業員が公益のために事業者の法律違反行為の通報を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護することを目的としており、下記について改正されます(公布から 1 年半以内に施行)。

◆フリーランスが「公益通報」の対象に

特定受託業務従事者(フリーランス)が公益通報者の範囲として追加されます。フリーランスや業務委託関係が終了して 1 年以内にフリーランスであった人が公益通報をしたことを理由に、業務委託に係る契約の解除等の不利益な取扱いをすることが禁止となります。

◆「解雇・懲戒」が刑事罰の対象に

公益通報したことを理由に従業員などを解雇や懲戒処分にする行為を刑事罰の対象とし、処分を決めた担当者には「6 か月以下の拘禁刑か 30 万円以下の罰金」を、法人には「3,000 万円以下の罰金」を科すとしています。また、通報者が、通報後 1 年以内に解雇や懲戒を受けた場合は通報への報復を受けたと推定し、処分した側が「通報が理由ではない」と主張する場合はその立証責任を負うことになります。

一方、通報者への不当な配置転換や嫌がらせへの罰則については、今回の改正では見送られました。

◆その他の改正事項

消費者庁長官の事業者(常時使用する労働者が 300 人超に限る)への執行権限の強化として、事業者への立入検査権、勧告に従わない場合の命令権が新設されました。また、通報妨害の禁止、公益通報者を探索する行為の禁止が新たに規定されました。

施行までに改正内容を把握し、自社の体制や運用を見直していくことが必要となります。

【消費者庁「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」】

7 月の税務と労務の手続 【提出先・納付先】

10 日

○健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限
[年金事務所または健保組合] <7 月 1 日現在 >

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]

○特例の源泉徴収税額の納付 <1 月 ~ 6 月分 >
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出

[公共職業安定所]

<前月以降に採用した労働者がいる場合 >
○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限

<年度更新 > [労働基準監督署]

○労働保険料の納付
<延納第 1 期分 > [郵便局または銀行]

15 日

○所得税予定納税額の減額承認申請
<6 月 30 日の現況 > の提出[税務署]

○障害者・高齢者雇用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

31 日

○所得税予定納税額の納付 <第 1 期分 >
[郵便局または銀行]

○労働者死傷病報告の提出
<休業 4 日未満、4 月 ~ 6 月分 >
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日 >
[公共職業安定所]

○固定資産税・都市計画税の納付
<第 2 期 > [郵便局または銀行]
※都・市町村によって異なる場合がある